

NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ

memo

vol. 90

特集号「東日本大震災から10年」 ～ 役員、会員団体、調査員からのメッセージ ～

NPO法人

介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内舘 昭子



2011年3月11日(金)午後2時46分に発生した東日本大震災から10年が経過しました。

マグニチュード9.0の巨大地震・それに続く大津波・東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故は、私たちの穏やかな暮らし、豊かな自然を打ち砕く未曾有の被害をもたらしました。宮城県では沿岸の15の市町にある高齢者入所施設176ヶ所のおよそ2割に当たる35ヶ所が全滅したり水没する壊滅的な被害を受けました。介護の現場において地震そして津波発生時、介護職員が命を賭して利用者を非難させ、その後ライフラインが止まり建物などに被害を受けているにもかかわらず、利用者の安否確認をし、独居や高齢者の世帯に食事を届け、地域の高齢者を福祉避難所として受け入れるなど、高齢者を守り通すことに力を尽くしました。(2011年7月14日総会議案書)その姿は、対応は異なるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む現在に重なります。

この10年、復旧・復興には、全国そして世界中からあたたかな継続的支援が今でも続いており、ともすれば心が折れてしまいそうなときに強い支えとなりました。阪神淡路大震災で復旧・復興の不可欠な力となったボランティア支援は、東日本大震災の被災者一人ひとりのくらしや生業、水産業や農業など地域社会の再建に大きな力となりました。東日本大震災からの10年を報道し記録した写真・映像・記事・書物に触れるたびに、つながり幾度も訪ねた、あの方・あの地を想います。東日本大震災後も、関東・東北豪雨、熊本地震、北海道地震、台風19号豪雨と大災害が続き、被災者支援の枠組み充実が課題です。

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは、東日本大震災10年「人間の復興」実現にむけて、声明を発表しました。その視点は、「『創造的復興』の現在地」「福島第一原発事故はいまだ収束していない」「被災者生活再建支援法の抜本改正と災害ケースマネジメントの制度化を」の3点です。「解決を迫られている課題が山積みしています。しかし、この先の見取り図は誰も見せてはくれません。それはこの宮城の地に暮らす私たちが作り上げるしかありません。」(2021. 3. 11発表 抜粋) 知恵と力を合わせたいと思います。

～ 2021年度 総会のお知らせ ～

日 時：2021年6月17日(木) 13:30～16:00

場 所：フォレスト仙台2階 フォレストホール

第一部：13:30～14:40 記念講演：『認知症のひとと家族が地域とともに生きる社会に向けて』

講 師：公益社団法人 認知症のひとと家族の会本部

代表理事 鈴木森夫さん

第二部：15:00～16:00 2021年度 NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ総会

介護・福祉ネットワークみやぎ参加団体

宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県医連事業協同組合・企業組合労協センター事業団東北事業本部・宮城県労働者福祉協議会・株式会社全労済ウィック・合同会社ワイズ・合同会社オフィス山岸

特集号「東日本大震災から10年」

役員：大越健治 副理事長 (みやぎ生活協同組合専務理事)

※ () 内は現所属役職名

東日本大震災から10年～みやぎ生協の主な震災復興支援活動

東日本大震災から10年。みやぎ生協の主な震災復興支援活動について、ご紹介します。

- 1) 被災者支援、地域コミュニティの再生のための「ふれあい喫茶」を、仮設住宅を中心に現在まで継続し、お茶会以外の活動も加えると累計活動回数は4,000回を超え、参加者は延べ13万人を超えました。
- 2) 震災の伝承を目的に、2013年3月にみやぎ生協文化会館ウィズ1階に東日本大震災資料室を開設し、一般向けにも開放しています。
- 3) 商品事業を通して、地域産業の復興を支援しています。「顔と暮らしの見える産直 めぐみ野」は、震災前の実績を超え、年々事業高を拡大しています。地産地消の推進、自然環境の保全、地域の農・水・畜産業を守り発展させる取り組みとして今後も進めます。東北地方の魅力を全国・世界に向けて発信し、豊かな地域づくりと継続的な被災地復興につなげていくのが「古今東北」ブランド商品です。更なるアイテム拡大と販売高増を計画しています。
- 4) 震災で被災した地域への買い物支援の目的で始まった移動販売車「せいきょう便」ですが、現在では買い物困難地域への対応も行い、12台運行しています。

これからも被災地の生協として、最後の最後まで被災者に寄り添うこと、復興支援を継続していきます。さらに、被災者のみならず、私たちが住んでいるこの地域がより豊かになっていくよう努力し、お役に立てるよう活動を進めていきます。



「ふれあい喫茶」は被災された方々のコミュニティづくりの支援として取り組み、その後は地域の居場所づくり「ふれあいカフェ」へ移行

役員：阿部 徹 理事 (民生委員・児童委員)

東日本大震災から10年

東日本大震災後10年を迎えようとしていた先日の地震は改めて自然の恐ろしさと、民生委員・児童委員としてその後の支援活動はどうだったかを考えさせられました。私は民生委員・児童委員をしており、常には高齢者の安否確認等が主要な活動になっています。先の震災ではその被害の大きさと自分の事で精一杯で、支援活動は暫くして一時避難所での配食や支援物資の宅配からでした。その後は仮設住宅やみなし仮設入居者へのサロン開催を地区の福祉団体と連携し実施しました。ただ被災者の参加が少なく、心の傷の大きさを感じさせられました。

平成27年4月より災害復興住宅への入居を機に、復興住宅自治会、社協、民生委員児童委員協議会等で構成した大和地区復興住宅会議で住宅居住者、地区内住民との交流を目的とした協議を行いながら、ふれあいを深めて来ました。

令和元年には大和地区、卸町地区の住民を対象に「ふれあい祭り」を実施し、地区内の交流がはかられました。震災後10年を契機に21年度復興予算の減額や被災者対応の各種取り組みの打ち切りの報道があります。終の棲家を得ても、肉親達を失った心の傷は何年経っても癒されません。今後もさりげない寄り添いで心を癒す活動に自分の時間を割こうと改めて思いました。

特集号「東日本大震災から10年」

役員：嵐田光宏 理事（宮城地域自治研究所理事長）

緊急時のときこそ、冷静沈着に！

あの時私は、太白区四郎丸にある「特養ホーム白東苑」の事務所で震災に見舞われた。キャビネットから頭上に落ちて来る書類等に耐えながらも様子を窺っていた。隣の理事長室では、書庫や壁などから物が落下するド派手な音がしていた。職員の無事を確認、激しい揺れが収まったところに携帯ラジオをつけた。地震発生から約40分ごろ「津波が発生し三陸沖で5m」との情報を耳にしていたが、間もなく「石巻沖で13m」との耳を疑う情報に接した。介護職が利用者を2階に運ぶ作業が終って間もない頃で、近くにある「ケアハウス大宮」の3階に再避難を決意したが、これ以上の行動は無理であると判断したのであった。幸い、津波は東部高速道路で止まり、「特養ホーム白東苑」に押し寄せることはなかったが、肝を冷やす事ではあった。発災した3月11日は、デイサービスの利用者も帰宅できず、施設内で一夜を過ごした。

当時、常務理事であった私に「緊急事態が起きた時こそ慌てない。思い込みで即断せず、現状をしっかりと把握した上で最善の策を講じる。」ことを教えてくれたのは、現会長であったが、私はこのことをいつも心がけ、発災等の危急時には冷静に情報收拾し、速やかに対処して行きたいと思う。

役員：井上博之 理事（宮城県保険医協会理事長）

東日本大震災から10年

私にとって、東日本大震災は介護とのかかわりを強める機会となりました。「3.11は人生の転機」との話をよく聴きます。私もその一人かもしれません。松島町で被災した歯科診療所の治療台は全滅。それを境にして訪問診療だけを行う歯科医になりました。

被災直後、避難所への歯科支援活動で東松島市や石巻市まで出かけました。その縁で、新たに、東松島市の歯科診療所を拠点に、訪問診療や口腔ケアの活動を拡げました。

訪問した先々で、歯科の訪問診療は初めてだとの声。どうやらこの地域での開拓的役割を果たせたのかなと思います。記録を振り返ってみました。いま、定期的に訪問している介護施設は9か所あります。不定期に訪問したことのある施設や病院は18か所ありました。在宅での歯科診療は徐々に増え、これまでに110軒へ訪問していました。

歯科診療所での診療と異なり、利用者(患者)さんたちはとても個性的な方ばかりです。日常生活から切り離された歯科治療台の患者さんと、利用者さんの日常に分け入る診療での患者さんとの違いを痛感する日々でした。私には、医療よりも介護の方が、はるかに困難で面白いと実感できました。これをわが歯科医師活動の集大成にしたいと思っています。



東松島市震災復興モニュメント（野蒜）
「命を落とされた患者さんたち
（松島まで通院されていた）のお名前が
刻まれています。」

特集号「東日本大震災から10年」

役員：永井知枝 理事（公益財団法人宮城厚生協会法人介護部長）

東日本大震災から10年目に思うこと

2011年3月11日の東日本大震災発生時、私は訪問看護ステーションで勤務しており、利用者様宅を訪問中でした。それまでに経験したことのない大きく長い揺れに「これはかなりまずい」と感じたことを覚えています。その日から限られた職員で業務にあたった手書きの日記は今でも手元に残っています。

震災から半年後、塩釜市浦戸諸島の野々島に長靴を履きリュックを背負って訪問したことは忘れることができません。

震災以降、多くの事業所で災害対応マニュアルの見直しや日頃から関係機関との連携をより意識した取り組みが行われてきたと思います。災害時対応への意識も高くなり、東日本大震災から得た教訓等を伝えて欲しいとの依頼を受けることも度々ありました。

震災後、街中では「津波避難」の案内板や浸水水位の表示などが多く見られ、沿岸部ではかさ上げ道路や防波堤の工事が進みました。しかし宮城県、岩手県では1,000人を超える方が行方不明となっており、福島県では原子力発電所の問題解決はされておらず未だに20,000人を超える方が避難先での生活をされています。

震災による様々な問題や課題に関心を寄せ続け、災害対応の準備等に経験を活かすなど、自分ができることをしていきたいと改めて感じています。



2011.9 塩釜市
野々島栈橋



震災から5年後の
荒浜海岸付近の日の出

役員：吉島 孝 理事（社会福祉法人こーぷ福祉会理事長）

東日本大震災から10年

10年という節目で当時の記録を読み返して、利用者、ボランティアの被災状況や事業被害の大きさを再確認しました。また、被災直後から職員が福祉専門職として利用者と一緒に被災された方々もしっかりケアした奮闘ぶりをあらためて確認できました。

当時、多くの方が被災者支援の糸口を探している中、こーぷのお家いしのまきを活用して様々な支援活動の場を提供したり、お手伝いすることができました。デュークエイセスコンサート、大和郡山市の全国金魚すくい大会石巻予選会、日本フィルミニコンサートの実施や仮設住宅への鹿児島NPO唐芋ワールドの野菜・果物配布など全国の温かい支援の受け皿として活用されました。

こーぷ福祉会としても仮設住宅の高齢者の憩いの場としてボランティアの協力で毎月福祉サロンを運営しました。また、サロンは学童の学習支援NPO(TEDIC)の教室として活用されました。

こーぷのお家いしのまきは災害時の福祉活動の場として重要な役割を果たしました。しかし、事業的には震災後の利用者減少から事業を2020年3月で停止しました。

10年前を振り返り、もう一度、こーぷ福祉会として石巻に人のつながりを復旧できる場を設け、活動を再開できるようにしなければという決意を新たにしました。

データ			
企画	開催日数	参加人数	ボランティア数
金魚すくい	8	826	209
エスベランザ号	12	2,375	419
日フィル	6	504	31
デュークエイセス	1		
福祉サロン	132	1,751	1,373
総計	159	5,456	2,032



「金魚すくい
大会in石巻」
大会関係者の
皆さん

特集号「東日本大震災から10年」

役員：横濱敬子 理事 (NPO法人WACまごころサービスみやぎ理事長)

気仙沼へ

先日、まるで震災を思い出させるような強い揺れがありました。

10年前のあの時、それなりにダメージを受けましたが、海沿いの方々の悲惨な状況に比べれば一過性の出来事で済んでしまったような気がします。ボランティアに駆け付けるほどの体力がないと心中言い訳をしながらも気になっていたところ、翌年、東京本部の服部理事長がバスを仕立てて被災地を訪れるというので便乗させてもらい、気仙沼、南三陸、石巻と回りましたが、いつしか慰霊の旅となっていました。気仙沼はその後火災が起き、地盤沈下もあり、家は土台のコンクリートを残しただけの光景ばかり、鹿折地区では第18共徳丸の残骸、南三陸では防災対策庁舎が赤い鉄骨だけを残していました。

少しでも私たちにできることとして気仙沼では復興商店街で昼食に鮎を頂き、南三陸防災庁舎跡に献花をし、「石巻まちなかマルシェ」で沢山買い物をして帰りました。

そしてあれから10年、年々被災地の様子は報道で知っていましたが、その後の復興の様子を知りたいと急に思い立ち、このほど気仙沼に行ってきました。

菅原市長が復興は90%達成したと言っていました、確かにあの頃に比べれば見違えるばかりでした。市役所やJRの駅は高台にあるため、震災を免れ以前のもままでしたが、被災した場所は跡形もなくかさ上げされ、山を削って道路ができ、災害公営住宅が建ち、魚市場も立派に建設され、今年の春に大島大橋がアーチ形のきれいな架け橋になり、フェリーが廃止され、3月6日には気仙沼湾横断橋が完成すること、大橋を渡って大島に行く途中男山という酒蔵を通りました。10年前はコンクリートの建物の1Fが流され傾いたまま無残な姿をとどめていましたが、すっかり立ち直ってコンクリートはそのままにドアや窓の木枠はレトロ調の大正ロマン風な建物に生まれ変わっていました。

現在はコロナ禍にあるため、宿泊施設がピンチの時、今回は週末を利用して宿泊ボラをしました。そこは島の崖の上にあるため水は来なかったとのこと、土曜日は満月で亀山の展望台で星空観察をしました。翌朝は近くの浜まで散歩、みちびき地蔵をお参りしていったん戻り、日中は島の遊歩道を散策、ごく軽い気持ちで歩き始めたところいくつかの分岐点を見誤り、上ったり下ったりいつの間にか一番の遠回りを選んでいました。ホテルへ向かう広い道路に出たときは本当に安心しました。でも「潮騒の小径」というだけに海を眺め、波の音を聞きながらの散歩どころかハードなウォーキングは快適でしたが不安でした。

3日目の帰りのバスは、盛り土でできたばかりの道路やトンネル、橋を渡り、魚市場の近くを通りましたが、道路はいまだに建設中で、まだまだ道半ばの感がありました。完全復興はまだ先とはいえそう遠くはないと感じました。私にできる支援としては泊まって食べて飲んで買い物をするくらいかなあと考えながら気仙沼を後にしました。



気仙沼 十八鳴浜＝くぐなりはまを左に見ての遠景

特集号「東日本大震災から10年」

会員団体：松島医療生活協同組合 専務理事 佐藤良治さん

東日本大震災から 10年

震災当時、私は松島海岸診療所で大きな揺れに襲われ、職員全員高台のホテルに避難し命拾いをしましたが、東松島市野蒜小学校の隣にあった「なるせの郷」は津波に流され職員・利用者さんが行方不明となりました。津波浸水を受けた松島海岸診療所2階に泊まりこみ翌日から行方不明となった職員と利用者さんの捜索を行いました。「なんとか生きてほしい」との願いも虚しく職員・利用者さん15名の方が亡くなりました。

あれから10年経過し「時は心を癒してくれる」といいますが、仲間を失った悲しさや寂しさで時折切なくなり「何故、私が生き残り、仲間が命を失わなければならなかったのか?」「亡くなった仲間の為に、一体何をすべきで何が出来るのだろうか?」考えても答えが見つからない日々無力感に苛まれます。

震災から3年後の2014年3月11日、まつしまの郷に「誓いの碑」を建立しました。

そこには「私たちは、自然災害による犠牲者を二度と出さないことを誓います。」という文字が刻まれています。

「人は忘れられた時に死ぬ」という言葉があるように、逆に言えば私達が語り継ぎ、記憶にとどめているかぎり、仲間も永遠に生き続けられます。

当時の被災状況も知らない若い職員も多くなりました。自分の役割として「震災を通じて命の大切さを職員に伝えていく」「命をかけて守ってくれた事業継続の希望を灯し続けていく」この想いを常に心に刻み次の世代に伝えていきたい。



誓いの碑

会員団体：社会福祉法人宮城厚生福祉会 福田町地域包括支援センター所長 首藤理栄子さん

東日本大震災から 10年 地域との関わりについて

当施設は宮城野区の高砂地区にあり、包括の圏域は、沿岸部や復興公営住宅、防災集団移転地域が含まれています。

沿岸部は現在、かさ上げ道路が開通しその周りには海岸公園やグランドゴルフ場、市民農園等がきれいに整備され、10年という歳月を感じます。

沿岸部や復興公営住宅などでもこの10年地域づくりに奮闘してきたのを見てきました。私たち包括職員も健康教室や茶話会などの支援や個別の訪問を仮設住宅の頃から継続してきて、地域の方の話を聞く機会が多くなりました。その時の会話では、現在でも震災当日の話が多く語られ、震災の体験の大きさと重みを感じています。

また、震災に影響された病気や生活の支障に関する相談も継続していて、外観の復興とのギャップを感じることもあります。

10年たって高齢化や震災関係の助成金の減額による地域活動の継続の課題など新たな課題も出てきています。

「まだまだ10年」と考えて、これからも地域の声を聴きながら、私たちができる所で繋がり支援していきたいと思えます。



地域の健康教室の様子

特集号「東日本大震災から10年」

調査員 渡邊礼子さん

10年前のあの時・・・

3月11日の地震が起きてから1ヶ月が過ぎた頃、東松島町東名駅の近くに住んでいる知り合いが気になり電話をかけたが繋がらず、「どうなったのかなー」と気になっていました。その時「ブーブー」と携帯の振動が…。電話を耳に近づけたその時、「生きていたよー」「地獄の中から這い上がって、生きてるよ」と涙を流して話してくれました。私は、びっくりして涙声で「私に出来る事はある？」と尋ねると「寒いんです、寒くて着る物が欲しいです。」と話され電話を切りました。その後、私はボランティアの仲間に声を掛け、着なくなったジャスを段ボール一杯集め、宅急便で送ったが、あの時期だけに着いたかどうか定かではありません。その後も、何度か電話を掛けて、「今必要な物は」と聞くと、「家の中の泥を吐き出すちり取り、ロウソク、乾電池…など」その言葉からどんな状況なのかが見えるようでした。知り合いは、東松島町で宅老所から高齢者施設を立上げ、地域の高齢者の居場所として支援していました。その場所の一階が全て津波により柱だけになったそうです。ある日、お見舞いにお邪魔した時、家の外で泥まみれになっている床、鍋や食器などを一つひとつ洗い使えるようにしており、思い出の写真は、泥や水で誰が写っているのか分からない状態でした。

津波は、長い間積み上げてきた大切な物、財産、人の繋がりや心までも持って行ってしまった事に恐ろしい現状を知ることになりました。

月日が経ち、高齢者施設へ調査に行くことになり再び会った時に、彼女は、地震の津波の話をしてくれました。「今は、どうにか2階で寝ることが出来るようになり、ここまで来れたのは地域の人、全国のボランティアの人達、施設関連の方々の心温かい声掛けや支援に助けて頂きました。」と感謝の言葉に頭が下がる思いでした。



調査員 平間 止さん

恐ろしかったあの日、あの時を思い出して！！

2011年3月11日14時46分、東日本大震災発生から早や10年が経過しました。

あの日、わたしは古川のM調査員と午前から午後にかけて松島某介護事業所の介護サービス情報の公表調査で出かけており、調査終了後に松島駅から東北本線仙台行きの列車に乗り、岩切駅のちょっと手前での突然の出来事でした。はじめはちょっと揺れて電車が徐行し止まったので変だな？と思った途端に、急に激しく縦・横に揺れて座席から吹っ飛ばされ、夢中になって座席の下にもぐって揺れが収まるのを待ちました。列車は途中で止まったまま、田んぼの真ん中で乗客全員下車し、怪我人もなく、余震の続くなか線路沿いを岩切駅まで歩きました。夕方薄暗くなり雪がちらつき、バスやタクシーもストップ、携帯も通じない。自宅(若林)まで歩くしかない。仙台方面へ向かって走っている見知らぬ自動車に助けを求めて数人一緒に乗せて頂き、途中から無我夢中で歩き続け、やっとたどりついた自宅(20時頃)は大規模半壊で、家屋内も散乱状態でした。大地震のみならず、未だに1,000名以上の行方不明者がおり、これまで経験した事のない未曾有の大津波による甚大な被害に見舞われました。

10年経っても、生活再建やこころのケア、コミュニティ作りなど課題は山積しています。現在も自然災害がいろんな地域で発生しています。あの時を忘れずに、住みよい街作りをめざして、あきらめずに、共に力を合わせて頑張っていきましょう！

●「2021年度介護報酬改定 介護保険の見直し等に対する要望書」を内閣総理大臣はじめ関係大臣等に提出

介護・福祉ネットみやぎは、2021年1月14日(木)付で、国に対して「2021年度介護報酬改定 介護保険の見直し等に対する要望書」を提出しました。

2021年は3年に1度の介護保険制度・介護報酬の改定年度にあたります。介護報酬改定は、これまでの度重なる基本報酬の引き下げが行われた結果、多くの事業所が倒産や廃業に追い込まれるなど、介護の現場に深刻なダメージを与えています。

国は、2021年度介護報酬改定に向け、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保などを基本的視点として検討しています。しかし、その中身は介護現場の人員不足をいっそう深刻にする職員配置基準や運営基準の緩和が多く盛り込まれるなど、更なる社会保障サービスの削減と負担増を一層強める制度見直し議論となっています。

介護・福祉ネットみやぎは、介護現場の現状をふまえ、介護事業所の安定的な事業経営、処遇改善、利用者負担の抑制を求め、4つの要望を国に提出しました。

●宮城県へ「第8期みやぎ高齢者元気プラン中間案」に対する意見を提出

宮城県では、県の高齢者福祉に関する施策の基本的指針となる「高齢者福祉計画」と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」を一体的に定める、「第8期みやぎ高齢者元気プラン（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）」を策定中です。

「第8期みやぎ高齢者元気プラン」は、介護人材の確保や認知症対策、地域包括ケア体制の充実・推進など、県の高齢者福祉政策の方向性と課題を示すものです。

介護・福祉ネットみやぎでは、県の高齢者福祉計画として、3年間の重要な根幹となる計画であることから、第8期計画が充実した内容の計画となるよう2021年2月22日(月)に意見を提出しました。

●仙台市へ「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案」に対する意見を提出

仙台市は、仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）中間案について、市民からの意見を募集し、市民の声を計画に反映させることを目的にパブリックコメントの募集を行いました。

高齢化の急速な進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現が求められています。

計画では、地域ごとの高齢化の状況や課題に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定することを目的としています。

介護・福祉ネットみやぎは、地域包括ケアシステム実現のため、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が充実した内容の計画となるよう2020年12月28日(月)に意見を提出しました。

詳しくは介護・福祉ネットみやぎホームページ、情報紙 No.90に後掲しておりますので、ご確認ください。

<https://www.kaigonet-miyagi.jp/newspaper.html>

2021年1月14日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
財務大臣 麻生 太郎 様

2021年度介護報酬改定 介護保険の見直し等に対する要望書

NPO 法人
介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内館 昭子

〔要望趣旨〕

現在、3年に一度の介護報酬改定へ向け介護給付費分科会で議論が進められています。厚労省による介護事業経営実態調査では、介護サービス事業の2019年度平均収支差率は2.4%となり、前年度から0.7ポイント減少、比較可能な22のサービス事業の8割弱にあたる17のサービス事業で収支差率が悪化している状況です。新型コロナ禍での減収を回復できていない介護事業所もあります。

報酬体系の簡素化も課題です。2000年の介護保険制度創設時に、1,745項目だったサービスコードは、2020年の現在は、24,905項目と大幅に増加しています。複雑となっている加算の仕組みを整理していくことが、利用者にとって分かりやすい制度設計となり、介護現場の事務負担軽減にもつながります。

介護従事者の処遇の問題も深刻です。財政審議会では「介護報酬改定において国民負担増（プラス改定）を求めてまで処遇改善を更に進める環境にはない」としていますが、介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額9万円も低い実態で介護現場の人手不足も深刻さを増しています。介護の質を確保し災害時の対応を可能とするには、介護職員の処遇の改善と基本報酬の引き上げが必要です。

家族の介護負担ばかりでなく高齢者の生活自体も深刻な状態にあります。介護保険料は創設時（全国平均月額2,911円）からほぼ倍となり、2025年には3倍となる見通しで、高齢者の生活を圧迫しています。「保険料が高くなってきていて支払いが大変」「施設に入りたいが利用料を支払うことができないので申し込みしない」などの事例が増加しています。

このままでは、これまで要介護者を支えてきた家族・介護事業者・働く人が、利用者を支えきれない状況になってしまいます。新型コロナ禍において介護崩壊を起こさず、将来にわたっても国民にとって不可欠なサービスとして介護サービスを受けることができる仕組みづくりは急務であり、介護保険財政の国費負担増による自治体・高齢者への援助が必要な状況にあります。

新型コロナ禍状況で、高齢者の生活を支える介護という仕事が社会を維持する上で不可欠なものであることが明らかになりました。担い手の処遇や社会的地位が低く留め置かれている問題が改めて明確になりました。新型コロナ禍の長期化に対応していく上でも、また、これからの高齢化への対応のためにもこれらの改善は必須です。

高齢者の生活を守り支える制度の実現を求め、以下のことを実施することを求めます。

〔要望項目〕

1. 介護の質の向上、経営の安定、介護従事者の負担軽減、感染症対策、これらの課題を改善するために基本報酬の大幅な引き上げを行うとともに、報酬体系の簡素化を図ること
2. 新型コロナ禍で経営的困難を抱える介護事業所の現状を適切に把握し、2021年度改定に反映させること
3. 介護保険料、利用料負担の軽減を図り、介護の担い手の処遇改善、人員増・サービス増加を進め、必要ときに必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図ること
4. 以上を実現させるために、介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること

以上

2021年2月22日

宮城県保健福祉部
長寿社会政策課 企画推進班 御中

NPO法人
介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内舘 昭子
住所 宮城県仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト仙台
電話番号 022-276-5202 F A X 022-276-5205

第8期みやぎ高齢者元気プラン（中間案）に対する意見

第8期みやぎ高齢者元気プラン（令和3～令和5年度）中間案（以下「第8期元気プラン」）に対して、以下の意見を提出します。

1. 各論 第1章 第1項 地域包括システムの充実・推進 1 地域包括ケア体制の充実 について

中間案では、「地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業の包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置され、今後の高齢化の進展に伴い増加するニーズに対応するため、適切な運営体制の確保と機能強化を図る必要があります」としています。しかし、地域包括支援センターの現場では、高齢化社会の進展に伴う相談件数の増加や、貧困世帯や精神疾患（認知症・アルコール依存症等）など複合的で対応が難しく長期化する相談が急激に増えているのが現状です。さらに、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携、認知症対策などが重なり、センター職員への負担が増加し重くのしかかっています。また、現行の運営委託費では職員の増強も難しく、適切な事業運営が困難になることが懸念されます。

《意見》

地域包括支援センターが、地域包括ケア体制の充実・推進の核となり、その任を十分に果せる財政の担保と、要支援認定者のケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託しやすくする方策（報酬を上げるなど）の実施を国に提言することを求めます。併せて、県内の地域包括支援センターの機能強化が行える仕組みとして、宮城県に後方支援型の役割を担う部署を設置することを施策として「第8期元気プラン」に明記することを求めます。

2. 各論 第1章 第2項 地域支え合いと介護予防の推進 3 介護予防の推進 について

中間案では、東日本大震災による大きな被害を受けた地域においては、地域との繋がりの希薄さや役割の減少などによる生活不活発病や認知症症状の悪化、うつやアルコール関連問題など心身の健康に悪影響を及ぼすことが懸念されていると現状分析しており、状況に応じた支援を引き続き行っていく必要があるとしています。

宮城県が被災市町村と共同で実施した19年度の健康調査結果によると、不安や抗うつ状態に関する全般的精神状態の問いでは深刻な状態が発生している可能性がある割合が7.6%と国民一般の4.3%を上回っています。また、65歳以上の高齢者の1人暮らしは34.5%に上ります。

《意見》

東日本大震災からまもなく10年目を迎えます。孤独死や、沿岸被災地の高齢化に伴う課題が顕著になっています。

宮城県では災害公営住宅入居者への健康調査を本年度限りで終了するとしていますが、被災地域では高齢化が進み、今後さらに心のケアや生活支援が必要となる住民が増加することが懸念されます。宮城県として自治体ごとの状況に沿った支援施策を講じる上でも今後も災害公営住宅入居者への健康調査を継続し、課題を明らかにして行くべきです。

3. 各論 第1章 第2項 地域支え合いと介護予防の推進 3 介護予防の推進 について

中間案では、介護予防の推進の【現状と課題】において「宮城県における要介護認定者数は増加傾向にあり、中でも生活機能障害が比較的軽度な要支援認定者数は要介護認定者全体の28.9%と4人に1人以上の高い割合を占めています。健康な高齢者と要介護認定者の中間的な状態にあるフレイル高齢者や要支援認定者は適切な介護予防の介入・支援により、生活機能の改善可能性が高いとされていることから、高齢者の生活機能の低下を予防し、可能な限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防の取組の充実が喫緊の課題となっています」と記載されています。しかし、実態は従来の介護予防事業者が、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなされて、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の必要なサービスのほとんどを提供しています。この間、介護職員の不足や報酬の低さにより、大手の事業者の総合事業による介護予防訪問介護・介護予防通所介護の撤退が相次いでいます。今後、必要なサービスが受けられない高齢者の対策が必要です。特に生活支援訪問型サービス事業者が少なく、その要因のひとつは人材育成が進んでいないことと言えます。

《意見》

宮城県は、県内の総合事業における介護事業所の実態を調査し、介護事業所による総合事業の介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業について、必要な支援などの対策を「第8期元気プラン」に明記することを求めます。併せて、生活支援訪問型サービス事業の「訪問支援員」養成研修修了者とサービス事業所のマッチングを促進する方策について検討すべきです。

4. 各論 第1章 第3項 安全な暮らしの確保 新型コロナウイルス感染への対応について

(1) 厚労省の経営実態調査によれば、19年度5月で47.5%、10月32.7%の事業所が収支悪化に苦しんでおり、コロナ禍においては、通所介護事業所では20年度5月で72.6%、10月で42.2%の事業所で収支悪化が顕著になっています。国では掛り増し経費や2区分上位の特例適用等により支援を行っていますが、コロナの収束は見通せない状況にあり、引き続き支援が必要です。

《意見》

宮城県は介護事業者等へ新型コロナウイルスの影響による経営実態を把握し、国の財源も確保しつつ独自の支援策について検討する方向性を明示すべきです。

また、令和2年～3年にかけての新型コロナウイルス感染拡大を防止する介護現場の取り組みを教訓としてまとめ、次の災害へ備えるための宮城県のリーダーシップを明記すべきです。

(2) 中間案の感染症への備え【施策展開の方向】では「今後の県内感染症流行に備え、マスクやディスポーザブル手袋等の衛生資材を必要量備蓄します」としていますが、介護・福祉現場の混乱を回避するためにも、今後の感染拡大対応への実効性ある支援が必要です。

《意見》

衛生資材の提供に関する緊急時支援の基本的ルールと社会福祉施設への周知について「第8期元気プラン」に明記すべきです。

5. 各論 第2章 第3項 自分らしく生きるための権利擁護 1 権利擁護のための取組について

中間案では「みやぎ地域サポートセンター」（以下 まもりーぶ）について、「認知症などにより判断能力が不十分な方の権利擁護に資するため、福祉サービス利用に関する相談や、福祉サービス利用支援及び日常金銭管理、財産保全のためのサービスを行っていますが、利用者数の増加に伴い、実施体制の強化・充実が求められています」「効果的・効率的な事業展開ができるよう支援を行います」としています。

仙台地区を管轄する「まもりーぶ仙台」の登録生活支援員は、29名（H30.9月現在）と、各区5～6人が配置されていますが、登録生活支援員不足によりサービスの利用待ちが続いているのが現状です。また 宮城県内における「まもりーぶ」の利用者数は認知症高齢者で124名、全体でも465名に留まっています。（R2.3月末日現在 宮城県社会福祉協議会）

《意見》

今後、高齢者の増加等により公的機関による金銭管理サービス等の提供は重要性が増すと考えられます。宮城県は「まもりーぶ」の運営状況の実態調査を早急に行うと共に、強化・拡充に向けた、予算面とサポート人員面での強化のための具体的支援内容を明記すべきです。また、県民が公的機関によるサポートが受けられるよう広く周知し、普及していくべきです。

6. 各論 第3章 第1項 サービス提供基盤の整備 4 新たな住まいの確保について

サービス付き高齢者向け住宅の運営指導について

県内のサービス付き高齢者向け住宅121事業所のうち、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は119事業所に上ります。（平成30年1月1日現在 宮城県の有料老人ホームは166事業所）

中間案では、新たな住まいの確保の【施策展開の方向】において「高齢者の住まいの一つと

して、市町村と連携しながら、地域の実情に応じたサービス付き高齢者住宅の供給促進に取り組みます」としています。しかし、居宅介護支援事業所にはサービス付き高齢者住宅の入居案内が数多く届きます。サービス付き高齢者住宅の空きが多く、供給過剰の感が否めません。

2011年の創設時、自立した高齢者の「早めの住み替え先」として普及が期待されましたが、現実は「介護施設化」が進んでおり、看取りも行われているのが実態です。

厚生労働省は「老発 0330 第3号」（平成27年3月30日）において「サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても的確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい」としています。

また、厚生労働省の「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」において、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も含めて「立入調査の定期的実施等」を求めています。

《意見》

県内全てのサービス付き高齢者住宅の実態を把握し、必要に応じて改善に向けた措置をとることを「第8期元気プラン」に明記することを求めます。

有料老人ホームは「介護サービス情報の公表制度」の対象事業所で、3年に1回調査員による調査が入ります。サービス付き高齢者住宅も情報を公開（「介護サービス情報の公表制度」とは別です）していますが、第三者による調査は行われません。有料老人ホームと同様に「介護サービス情報の公表制度」の調査を活用することを求めます。

7. 各論 第3章 第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着 について

介護人材の不足は業界全体として深刻な状況であり、介護サービス事業所は人材不足により、困難な運営状況となっているところも少なくありません。事業所のみ経営改善による職員の処遇改善は、大変厳しい状況です。

《意見》

介護人材を確保するためには、更なる処遇改善が実施できる報酬体系となるよう、国に対し積極的に働きかけ、実現するよう要求すべきであり、その旨を「第8期元気プラン」に明記すべきです。

8. 各論 第3章 第3項 介護サービスの質の確保・向上 2 サービスの質の向上 について

サービスの質の向上の【施策展開の方向】では、より多くの事業所の「福祉サービス第三者評価」受審促進のために、サービスの質の向上に積極的に取り組むよう働きかけを行うとともに、より効果的な制度となるよう、評価基準の見直し、評価調査員の資質向上などに取り組みます」としています。しかし、全国における第三者評価の実施件数は東京都が約7割を占め、地方では実施率が進んでいないのが実情です。特に宮城県においては全国都道府県と比較して、低い受審件数となっており、そもそも福祉サービス第三者評価の実施率を高めることが重要課題のひとつです。

《意見》

事業者が自らの事業運営における問題点を的確に把握し、サービスの質の向上に結びつけるためには、中立的な第三者が客観的な評価を行う「福祉サービス第三者評価」を定期的を実施することが有効です。事業所に第三者の目が入ることにより、客観的な視点でのサービスの質の評価や、事業所のサービスの質の確保につながると考えます。「第8期元気プラン」に「より多くの事業者がサービスの質の向上に積極的に取り組めるよう、福祉サービス第三者評価制度の周知と推進を図ります」と明記してください。

また、「福祉サービス第三者評価」の受審の一層の促進のために補助金等のインセンティブの検討を求めます。

9. 各論 第4章 第5項 2 第1号被保険者介護保険料の見込みについて

中間案では、介護保険料は基準額に対し、所得の低い層で軽減した分を、所得の高い層の負担で賄えるよう多段階化を行うこととし現行の保険料段階を踏襲する計画です。第8期介護保険料の県内加重平均基準額は月額6,044円との試算です。第7期と比較して、月額245円4.2%の引き上げが計画されており、要介護（要支援）者の増加及び給付費の増加に伴うため、上昇が続いていると見込んでいます。

《意見》

介護保険料は3年ごとに引き上げられ、第8期における第1号被保険者介護保険料見込みは介護保険制度創設時である平成12年度の県内加重平均基準額（月額2,697円）の2倍以上になります。際限のない保険料の引き上げは、高齢者の家計をじりじりと圧迫しています。所得により介護保険料を支払えない高齢者も増えているのが現状としてあり、介護保険制度への信頼を揺るがしかねない問題です。保険料の高騰を抑えるためには国の負担割合を大幅に引き上げることでしか実現できません。宮城県として国に対し国の負担割合の引き上げについて要望すべきです。

10. その他

《意見》

「第8期元気プラン」の各種文書での年表記は原則元号を使用していますが、社会的には西暦使用が一般的となっています。県民に対して分かりやすい文書を発信するためにも西暦の併記を行うなど年表記の使用について検討を求めます。

以上

2020年12月28日

仙台市健康福祉局 保険高齢部
高齢企画課 御中

NPO法人

介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

理事長 内舘 昭子

住 所 仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト仙台

T E L 022-276-5202 F A X 022-276-5205

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）中間案（以下、中間案）に対して、以下の意見を提出します。

1. 第1章 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係について

2030（令和12）年までの国際的な目標であるSDGsについて、国や自治体においても積極的な取り組みが進められており、仙台市では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」を策定しています。各種計画の策定及び改定にあたっては、SDGsの理念や17の目標との関連を記載するなど、掲げる施策の方向性や具体的な取り組みとSDGsとの関係がわかりやすいものとなるように努めるとされています。

《意見》

中間案には、仙台市としてSDGs（持続可能な開発目標）に取り組む目的や掲げる施策の方向性が十分に記載されていません。取り組む目的や掲げる施策の方向性を明示し、市民がよりわかりやすいものとなるよう記載の工夫を求めます。

2. 第2章 施策3 災害時要援護者の登録について

災害対策基本法では、自治体が災害時要援護者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）を把握することとされ、仙台市では災害時要援護者情報登録制度を実施しています。制度は、要援護者が区に届け出するだけで市が当該対象者の必要性の調査を行わずに登録されるシステムとなっており、要援護者登録リストは、町内会や民生委員の地域団体や地域包括支援センターなどに情報として保管されています。

《意見》

町内会、民生委員等では高齢化が進行し、地域包括支援センターも基本業務に忙殺され、扱いや対応に苦慮しているのが実態としてあります。

仙台市は、援護の必要性を判断するシステムに変更するとともに、地域の支援体制づくりが進むよう、地域における取り組みを主体的に支援する具体的施策を明示すべきです。

3. 第2章 3 (3) 新型コロナウイルス感染への対応について

厚労省の経営実態調査によれば、19年度5月で47.5%、10月32.7%の事業所が収支悪化に苦しんでおり、コロナ禍においては、通所介護事業所では20年度5月で72.6%、10月で42.2%の事業所で収支悪化が顕著になっています。国では掛り増し経費や2区分上位の特例適用等により支援を行っていますが、コロナの収束は見通せない状況にあり、引き続き支援が必要です。

《意見》

仙台市は介護事業者等へ新型コロナウイルスの影響による経営実態を把握し、国の財源も確保しつつ独自の支援策について検討する方向性を明示すべきです。

また、令和2年～3年にかけての新型コロナウイルス感染拡大を防止する介護現場の取り組みを教訓としてまとめ、次の災害へ備えるための仙台市のリーダーシップを明記すべきです。

4. 第3章 施策6 効果的な介護サービス基盤の整備について

中間案では、「高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります」と記載しています。しかし、施策内容にはどのようにサービスの質の確保を図っていくかまったく明示されていません。事業者が自らの事業運営における問題点を的確に把握し、サービスの質の向上に結びつけるためには、中立的な第三者が客観的な評価を行う「地域密着型外部評価」「福祉サービス第三者評価」を定期的実施することが有効です。事業所に第三者の目が入ることにより、客観的な視点でのサービスの質の評価や、事業所のサービスの質の確保につながると考えます。

《意見》

施策6の表題を「効果的な介護サービス基盤の整備とサービスの質の確保」と変更し以下の施策内容を追記すべきです。

「より多くの事業者がサービスの質の向上に積極的に取り組めるよう、中立的な第三者評価制度の周知と推進を図ります」と明記してください。

5. 第4章 施策3(4) 多様な居住環境の整備について

第7期計画実績では「高齢者住宅改造費補助金交付事業」の交付件数は、平成30年度9件、令和2年度12件のみとなっています。しかし、この実績の進捗では、高齢者の在宅生活を支える基盤整備として、十分機能しているとは言えない状況です。現在の補助金交付事業が伸びない理由として、補助対象の条件が厳しいために利用しづらい制度となっているのが原因のひとつです。

《意見》

高齢者がそれぞれの身体や生活の状況に応じ、快適に暮らしていけるよう、高齢者向けの多様な住まいや住環境を整えるため利用しやすい制度となるよう、制度を見直し、再検討すべきです。

6. 第4章 施策3 (3) 高齢者の権利擁護について

認知症高齢者等、判断能力が十分でない人の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは、高齢者社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。成年後見制度は4親等内の親族であれば申し立てすることができますが、単身高齢者や要援助者が家族から虐待を受けていたり、申し立てが期待できないケースもあるのが実状としてあることから、成年後見制度では市町村に申し立て権を付与していません。

《意見》

最も社会的弱者である人々の権利擁護を実現するためには、市町村申し立てが円滑に行われることが必要であると考えます。

しかし、市長申し立て成年後見制度実施件数は少なく、成年後見制度が開始されるまで時間がかかり、利用者への迅速な支援ができないなど、利用促進や運用面での課題もあります。

今後も独居老人の増加などにより、市町村長申し立てに対する需要は増えていくと見込まれることから、成年後見制度の市長申し立てについて状況の実態把握を行い、適切な予算措置と利用者本位の運用について明記すべきです。

7. 第4章 施策4 (エ) 市民への情報提供・啓発について

仙台市高齢者保健福祉計画 策定のための実態調査報告書【高齢者一般調査】において、「インターネットで情報を入手している」(34.5%)とあります。

健康や福祉の情報入手について「インターネットなど」(8.0%)は、前は第9位でしたが今回は第6位で、4.1ポイント高くなっています。

介護保険制度で不十分なものは、「要介護認定の申請や契約など、手続きが面倒くさい」(30.4%)が最も多く、次いで、「どの事業者を選んだらよいかわからない」(21.4%)とあります。

《意見》

介護情報を提供するために作られた「介護サービスの情報の公表システム」について、周知と活用することを求めます。このシステムにおいて、介護保険サービスを利用したい人のみならず、介護の仕事を目指す人、ケアマネジャーなどにも有効な情報が掲載されています。このことを広報することも求めます。

8. 第4章 施策4 (3) 地域包括支援センターの支援の充実について

中間案では「地域包括ケアシステムの中核としての役割が期待されており、専任職員配置などによる機能強化を進めている」と記載されています。

しかし、地域包括センター(以下センター)の現場では、高齢化社会の進展に伴う相談件数の増加や、貧困世帯や精神疾患(認知症・アルコール依存症等)の増加によって、対応が難しく長期化する相談が急激に増えています。

仙台市高齢者保健福祉計画 策定のための実態調査報告書【高齢者一般調査】におい

て「介護や保健福祉サービスの相談受付」50.7%)が最も多くなっており、今後さらに相談業務が急増することも予測されます。

さらに、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携、認知症対策などが重なり、センター職員への負担が増加し重くのしかかっています。また、現行の運営委託費では職員の増強も難しく、適切な事業運営が困難になることが懸念されます。

《意見》

センターが機能を十分発揮できるよう、役割に応じた人員配置・見直しを図るための基本方針を明確に示すべきです。その上で、センターの業務量の増加に伴う人員体制の強化を賄える運営委託費とすべく、財源の確保を明記すべきです。

9. 第4章 施策4(2) 地域ケア会議を通じた連携強化について

センターが主催する地域ケア会議は、多職種連携で要介護高齢者の支援の専門性を向上させる効果があります。令和元年度には、中学校単位のセンターを支援する第1層の生活支援コーディネーターが各区に配置されました。配置に伴い、高齢者個人への支援の充実やそれを支える社会基盤の整備の推進が期待されます。

《意見》

区主催の地域ケア会議を通じた連携が進むよう、担当職員のスキルアップの向上と各センターへの支援体制の強化を図るべきです。

10. 第4章 施策7 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進について

介護人材の不足は業界全体として深刻な状況であり、介護サービス事業所は人材不足により、困難な運営状況となっているところも少なくありません。事業所のみでの経営改善による職員の処遇改善は、大変厳しい状況です。

《意見》

介護人材を確保するためには、更なる処遇改善が実施できる報酬体系となるよう、国に対し積極的に働きかけ、実現するよう要求すべきであり、その旨を中間案に明記すべきです。

11. 第5章 2 地域支援事業の量の見込みについて

仙台市の元年度の地域支援事業において、通所型介護予防事業（元気応援教室）の実施状況は200人であり、3か年での事業の増加は仙台市の高齢者人口に対して、事業実施見込み量が極めて少ない状況です。

生活支援訪問型サービス事業者（仙台市 令和2年12月1日更新）は、現在運営しているのは63事業所（仙台市訪問介護事業所 244事業所）です。このサービスを3か年で118%増を目指しています。生活支援訪問型サービス事業者は増えていません。

仙台市高齢者保健福祉計画 策定のための実態調査報告書【高齢者一般調査】において介護予防に関し仙台市に力を入れて欲しいことは、「認知症になっても安心して暮

らせる 地域づくり」(34.3%) が最も多く、次いで、「筋力の維持・向上のための運動教室開催などの取り組み」(28.1%)、「生きがいつくりのための取り組み」(18.8%)、「閉じこもりを防止するための外出する機会の創出」(18.1%) となっています。

また、高齢者福祉サービスについて 今後利用したいサービス 今後利用したい(引き続き利用したい) サービスは、「緊急時にボタンひとつで通報できる機器を貸し出すサービス」(24.2%) が最も多く、次いで、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした、掃除・洗濯や外出時の援助など日常生活のお手伝いをするサービス」(17.6%)、「電球の交換や家具の移動などの短時間の作業援助サービス」(13.9%)、「弁当を自宅に配達するサービス」(13.3%) となっています。これからますます地域支援事業のニーズが増すことが予想されます。

《意見》

介護予防事業は、運動機能の維持・向上だけでなく、高齢者の生きがいつくりや社会参加にもつながる重要な役割を担う事業のひとつに位置づけられています。地域の実情や利用者のニーズに見合った地域支援事業の量の計画策定を求めます。

また、生活支援訪問型サービス事業者が少ない要因のひとつは、仙台市による人材育成が進んでいないことといえます。目標数を明記したうえで仙台市の責任において人材育成の計画を明示すべきです。

1 2. 第 6 章 1 保険料段階の設定について

中間案では、介護保険料は基準額(第 6 段階：割合 1.0)に対し、所得の低い層(第 1～第 5 段階：市町村本人非課税)で軽減した分を、所得の高い層(第 7 段階以上：市町村民税本人課税)の負担で賄えるようにしている現行の保険料段階を踏襲する計画です。第 8 期(令和 3 年度～5 年度)における保険給付費等の試算は、第 7 期(平成 30 年度～令和 2 年度)の 2,307 億円に対し 111.3%(262 億円増)の 2,569 億円と見込んでいます。保険給付費の財源割合はその 23%が第 1 号保険料(65 歳以上の方)となっており、その結果、介護保険料の基準額が月額 6,200 円との試算です。第 7 期と比較して、月額 307 円 5.2%の引き上げが計画されています。介護保険事業財政調整基金(保険料収入の剰余金)68 億円を活用しての減額がなければ、月額 6,941 円と試算しています。

《意見》

仙台市の介護保険料は 3 年ごとに引き上げられ、介護保険制度創設時である平成 12 年度の月額基準 2,863 円の 2 倍以上になります。際限のない保険料の引き上げは、高齢者の家計をじりじりと圧迫しています。所得により介護保険料を支払えない高齢者も増えているのが現状としてあり、介護保険制度への信頼を揺るがしかねない問題です。保険料の高騰を抑えるためには国の負担割合を大幅に引き上げることでしか実現できません。仙台市として国に対し国の負担割合の引き上げを求めるとともに保険料の引き上げを少しでも抑制できるよう再検討することを求めます。

以上

